

黒埼町の今昔

執筆 宮田栄門

新聞からたどる黒埼の歴史(上)

明治三十四年、県は大規模な町村合併を推進し、同年十一月に黒鳥、木場、板井、金巻、鳥原の各村が合併し黒埼村が誕生した。

新潟県二回目の町村合併(黒埼村の誕生)

明治三十四年(一九〇一年) 柏田知事は、戸数八〇〇戸以上などの合併基準を示し大規模な町村合併を推進したが、その作業は難航した。

合併後の町村名や、役場の位置はもちろん、旧町村有財産の処理や農業水利問題など、いずれも住民生活と深く関係していたからである。

この明治三十四年に実施された町村合併は、県下八一六町村を二挙に四五六町村にする画期的な大合併で、その狙いは弱小町村の整理にあった。

官の説諭に服し一旦解散したるが、昨日に至り村民二五〇名位、県庁に向け押出さんとす。形勢にありしに付き、取締り応援として新潟警察署より林警部が巡査十名を随い、当日午前同村へ向け出張せり。然るに同村民は已に自村を出でて新潟市白山浦、二目石油製造所附近まで来りしが、ここに於て喰い止めの警官が説諭を加へ、二五〇余名の内、委員一〇名に前記山際が付き添い出県し、当局者に面会して意志を述べ退庁せり。

動があつたが、県の方針は固く木場も合併を容認せざるを得なかつた。その年十月の県告示から期間は僅か一月足らずであつたが、とにかく十一月一日には合併しなければならぬとして、黒埼地域各村の村長が集合し、新しい村名をどうするかについて協議が行われた。

合併が自分たちの意志に反する県告示によるものであり、大野の言い分については理由ぬきで反対した。木場、板井は自村名をつけたい意志もなく、鳥原村も同じであつた。そこで大野町側は大野は商工の中心地であり、広く県外にも知られた土地である。村の産業発展のためには大野と名づけるのが最もよい」と主張したが、当時土族であつた大野(金巻)村長川口に對して黒鳥村長鷺尾政直が、「何だ、三文だまれ、貴様らの音出す幕ではない」と一喝したという。

町方が自分たちの願ひを入れようとするはずは、農村部はなお一層大野と合併したくないといふことで、なかなか村名が決まらず、結局黒鳥村長鷺尾政直と当時県議員の萩野左門に一任することになった。そこで鷺尾氏が古文書や古地図で調べた結果、古くはこの地方を黒鳥郷(黒埼郷と呼んでいたこと)から、「黒」ととり、村の東側を流れる信濃川と、西側を走る中ノ口川がこの地で合流し、岬の形になつてゐることから、「さきをとって黒埼」とした。

の義を本県へ上願せしむを以て、直ちに右航路は停止となりしが其の後他より汽船往復を出願するものある由、鳴ありたれば、同社にても再三解停の上願に及びしも更に聞き届けなきため、右工事竣功を待つて上願せんと決議し、一昨年安進、信江両社合併の際本県より該堤防竣功せし上は航路解停すべしとの諭示もありたれば、昨日同社にては本県へ解停の義を出願せり。



五カ村合併の議論が行われ、村名が決まる。会議はこのように開かれたのだろうか。

行政への要望・苦情お聴きします

行政相談月間・10月3日～29日

行政相談は、地域の皆さんからの国・県・市・町・公社・公団・公庫などに対する苦情・意見・要望などをお聴きし、その一つ一つの解消・実現・改善を図り、行政運営に反映させるものです。

毎年十月には約一カ月にわたり行政相談を行つておりますが、今年の下記日程表による行政相談日を設定しました。不平・不満・苦情・要望等がありましたらこの機会にお申出ください。

相談はすべて無料で、秘密は厳守されます。

なお十月十五日の日程には合同相談として、人権相談をはじめ、もめごと・心配ごとなどに対する相談を日程表記載の委員の方が相談に応じますので遠慮なくお申出ください。

読んで得する 情報のページ

行政相談日程表

月日	時間	会合名	場所	相談担当者	参加者
10月3日	午後1時～4時	巡回相談	山田(上)公民館	行政相談委員	地区一般の方
10月7日	同上	同上	北部地区公民館	同上	同上
10月15日	午後1時～2時	行政相談懇談会	分庁舎2階講堂	民生委員 人権相談委員 役場幹部職員 行政相談委員 その他委員 自治会長等	地区一般の方
	午後2時～3時	各種委員連絡協議会	同上		
	午後3時～5時	合同相談	同上		
10月18日	午後1時～3時	定例相談	役場総務課 談話室	行政相談委員	同上
10月27日	午後7時～10時	座談会	板井公民館	同上	同上
10月29日	午後1時～3時	巡回相談	農村環境改善センター	同上	同上

行政相談委員は総務庁から委嘱される民間の有識者で、ボランティアとして無報酬で活動しています。黒埼町の行政相談委員は 柄沢光平さん(木場)・377

12266)で、毎月第3月曜日に役場で相談を受けつけているほか、随時相談に応じています。また、電話や手紙による相談でもかまいません。

お年寄りや障害者と税

お年寄りや心身に障害のある方に対しては、税金の面でいろいろな特典が設けられています。

《お年寄り本人が受けられる特典》

①老年者控除
年齢が65歳以上の方で、所得金額が1000万円以下の場合は、所得税を計算する際に所得控除として、50万円を所得金額から差し引くことができます。

②公的年金等控除
国民年金、厚生年金などの公的年金や恩給は雑所得として課税対象となります。その雑所得の金額は、公的年金の収入金額から公的年金等控除

《お年寄りを扶養している方が受けられる特典》

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上のお年寄りであるときは、配偶者控除や扶養控除として一人当たり35万円に代えて45万円を所得金額から差し引くことができます。

なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母(老親等)と同居しているときの扶養控除は、更に10万円を加算した55万円が差し引かれます。

《心身に障害のある方が本人が受けられる特典》

①所得税の障害者控除
納税者本人が心身に一定の障害のあるときは、障害者控除として27万円(特別障害者は35万円)を所得金額から差し引くことができます。

②相続税の障害者控除
相続人が心身に障害のあるときは、70歳に達するまでの年数1年につき6万円(特別障害者のときは12万円)が障害者控除として相続税額から差し引くことができます。

詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

'93生活の自立と介護フェア

主催 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
後援 新潟県・新潟市・長岡市・上越市・新潟日報社 他8団体
公開シンポジウム
★テーマ 「生活に活かす福祉機器～自立と介護を考える～」
★日時 11月2日(火)午前10時25分～午後3時45分
★会場 新潟県民会館(大ホール)(新潟市一番町3-1)
★内容 ・基調講演

講師 東京都社会福祉総合センター
理学療法士 望月彬也
・くふうコンテスト表彰
・体験発表
・パネルディスカッション

在宅介護機器・用品展示場
一見て聞いてさわって動かせる

★会場・期日
・新潟会場 11月2日(火)～4日(木) 10:00～16:30
新潟市民プラザ(新潟市西堀6 NEXTビル6階)

・長岡会場 11月9日(火)～10日(水) 10:00～16:30
新潟県中越前会館(長岡市城内町3-4-6)

・上越会場 11月13日(土)～15日(月) 10:00～16:30
上越総合福祉センター(上越市木田新田278-1)

問い合わせ先
新潟県高齢者総合相談センター

☎025-223-4165
ニフツク ヨ1003
新潟市東中瀬1-6 新潟県社会福祉会館2F

